

【第 29 回】

白 井 市 庁 舎 建 設 等
檢 討 委 員 会
議 事 録

白 井 市 役 所
総務部管財契約課

第 29 回白井市庁舎建設等検討委員会会議録

- 1.開催日時 平成27年12月 1 日(月) 午後1時30分～午後3時00分まで
- 2.開催場所 白井市役所 6階 委員会室
- 3.出席者 委員 岡野委員長、川島副委員長、幸正委員、石井(恵)委員、猪狩委員
佐藤委員、渡辺委員、竹内委員、三浦委員、藤森委員、清水委員
林委員、高山委員、加藤委員、加瀬委員、宇野委員、石井(治)委員
- 事務局 湯浅管財契約課長、岡田庁舎建設準備室長
落合主査補、渡邊主事補
- 4.傍聴者 5名(一般2名、報道3名)
- 5.議題 (1)実施設計進捗状況の報告について
(2)VE 提案の取りまとめ結果の報告について
(3)新築棟の杭工事について
(4)杭工事の施工計画について
(5)その他
- ・配付資料
- ・次第
 - ・議題 1 実施設計進捗状況の報告について
 - ・議題 2 VE 提案の取りまとめ結果の報告について(会議終了後回収)
 - ・議題 3 新築棟の杭工事について
 - ・議題 4 杭工事の施工計画について(会議終了後回収)
 - ・その他 建設資材物価関係の動向

○事務局（落合） 皆さんこんにちは。事務局の落合です。会議に入る前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。読み上げていきますので、不足のある方は手を挙げていただきたいと思いますっております。

それでは、事前配付資料を確認させていただきます。まず1枚目、次第A4、1枚となっております。2点目、議題1、実施設計進捗状況の報告について、A4版2枚となっております。3点目に議題3、新築棟の杭工事について、A3版3枚となっております。4点目に、参考資料、建設資材物価関係の動向ということで、A4版、3枚となっております。ここまで不足等ございませんでしょうか。よろしいですね。

続きまして、当日配付資料を確認いたします。議題2、VE提案の取りまとめ結果の報告について、A4版、3枚とA3版3枚となっております。こちらの資料につきましては、傍聴者の方には配付しておりませんので御了承ください。2点目、議題4、杭工事の施工計画について、A4版11枚のつづりとなっております。こちらの資料につきましても、傍聴者の方には配付しておりません。3点目、藤森委員からの質問に対する回答、A4版の両面焼きで1枚。

配付資料は以上となります。不足等ございませんでしょうか。よろしいですね。

では、本日の欠席者の報告をいたします。本日の欠席者の報告ですが、秋本委員、伊藤委員の2名が欠席となっております。

続きまして、傍聴の方も含めまして、携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードの設定をお願いいたします。

最後に、報道機関の取材が本日ございます。日刊建設工業新聞、読売新聞、建設通信新聞の3社から、会議の様子を撮影したいとの申し出でございましたので、了承することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（落合） では、了承をいただきましたので、ここで新聞社の方、撮影をお願いいたします。

開会前の事務局からの連絡等につきましては、以上となります。

ここまでで、全体を通して御質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。では、これで開会前のお知らせを終了したいと思います。

○事務局（岡田） 事務局の岡田です。会議に入る前でございますが、一点、皆様にお願いがございませぬ。委員の皆様には、10月17日付の文書でお知らせをさせていただきましたけれども、皆様方とともに、これまで庁舎整備の検討に御尽力いただいております委員長の川岸梅和様が、10月16日に他界をされました。ここに謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。御協力をいただきたいと思います。それでは皆様、御起立をいただきたいと思います。黙祷始め。

（黙祷）

○事務局（岡田） お直りください。御着席ください。御協力ありがとうございました。

ただいまから、第29回白井市庁舎建設等検討委員会を開会いたします。

次第に沿って説明させていただきます。初めに、委員長及び副委員長の選出に入りたいと思います。白井市附属機関条例第3条第1項では、委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとなつ

ています。それでは、初めに委員長の選出について、自薦、他薦がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、自薦、他薦がないようですので、事務局案を申し上げます。

事務局といたしましては、学識経験者としてこれまで経験が豊富でありまして、副委員長として委員長を補佐してきた実績があります岡野副委員長を委員長にお願いしたいと考えております。委員の皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（岡田） それでは、委員長は岡野三之委員にお願いいたします。

次に、副委員長の選出でございますが、副委員長の選出について自薦、他薦がございましたらお願いいたします。（「事務局一任」と呼ぶ者あり）それでは今、事務局一任というお話がありました。

それでは、事務局案を申し上げたいと思います。副委員長につきましては、岡野委員長と同様に学識経験者としてこれまでいろいろ実績を重ねてきておられます川島委員に副委員長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（岡田） ありがとうございます。それでは、副委員長は川島晃委員にお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが席の移動をお願いしたいと思います。

それでは、岡野委員長、恐れ入りますが、委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

○委員長（岡野） どうぞよろしくお願いいたします。委員長挨拶というよりも、川岸先生に対する御礼ということになるかと思えます。

川岸先生の逝去は大変残念です。先生には、大変努力していただきましたが、まだ実施設計の途中です。きょうも御一緒にいろいろ意見交換しとうございましたが、残念です。

先生にお会いしたのは、平成23年の庁舎整備検討委員会第1回の委員会で行われました。東日本大震災の直後であり、その大混乱のさなかでした。前途に不安を持った委員会のスタートとなりました。そして、もう4年が過ぎてしまいました。今、この間のことが走馬灯のようによみがえっております。

第2回の委員会において、先生は、これからの庁舎はどうあるべきか、その方向を示されました。この後に置いたスクリーンに映しながらの講義でございました。ノーマライゼーションの理念、すなわち障害者や高齢者がほかの人々と等しく使えるような施設の整備ということを示されました。この理念に基づいて、さらに3つのデザインコンセプトを挙げられました。まずサステイナビリティ、持続可能な。次に、ユニバーサル、だれもが問題なく使える。そしてエコロジー、環境に配慮したデザインの3本柱でした。一方、市民のほうからは、事業費の節約、すなわちエコノミーの声が中心でした。そこで積算分科会が設置され、分科会から減築改修プラス新築案が提案され、川岸委員長から答申されました。コンサルもまだ決まっていない委員会の中に、積算分科会を設置し、委員と事務局だけで事業費を比較したのは、全国で白井市の委員会が初めての事例になると思えます。

25年度に庁舎建設等検討委員会が設置され、初めてコンサルが決まりました。震災直後で安全に対する関心が非常に高まっております。そこで、当委員会でも構造形式の決定に当たり、詳細な検

討をするため構造分科会を設置いたしました。これも多分、全国初の事例になったと思います。この構造分科会は、実は日本大学の会議室をお借りして開催してまいりました。いつも川岸委員長みずから会議室の鍵をあけてくださいました。何回目かのとき、いつものように私たちの到着を待って、鍵をあけてくださり、その後きょうは検査のため病院に行くので欠席させてほしいと申し出がありまして、その足で病院に向かわれました。このとき初めて、体調不良を知ることになりました。

25年度は、御案内のとおり建設費の高騰、そしてゼネコンの人材不足等が重なり、全国的に約17%もの入札不調がありました。先の見えない不安な状況は、その後も続きました。そこで、当委員会はE C I方式により早目に施工予定者を決定することといたしました。この方式採用も、庁舎としては全国で2例目となるものです。最近も2つの自治体が視察に見えたと聞いております。

このように社会状況が極めて難しい状況にありながら、川岸委員長は強いリーダーシップを発揮され、次々と先進的なことを実践し、難局を乗り切りました。

また、白井市の庁舎整備方式は、建設業界紙の記事に何度も取り上げられました。記事を読んだ北海道の教え子から、先生すごいことやってますね、と電話があったそうです。その話をされたときの先生は、本当にうれしそうでした。そのときの笑顔は忘れられません。

このようなことから、川岸委員長は、白井市庁舎には特別の思いがあったと思います。これからは委員が力を合わせ、川岸委員長が敷かれたレールの上を真っすぐ進んでまいります。どうか高いところから見守っててください。竣工式には必ずお迎えにまいります。それまで、どうぞ安らかにお眠りください。本当にありがとうございました。

委員の皆様、どうぞこれからもよろしく願いいたします。（拍手）

○事務局（岡田） ありがとうございました。

続きまして、川島副委員長、副委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

○副委員長（川島） 今、岡野委員長のお話がありまして、私、じかの後輩で、6つ後輩なんですね。大学院のときから非常に叱咤激励というか、川島こうしなきゃだめだと。お前ちょっと頑張れと。そういうようななかなか言えない言葉を川岸先生は常に後輩たちに向けて発信して、できるだけいい環境をつくれということで非常に指導をしていただきました。まことに残念な思いでございます。

私は、まずここに市の条例に基づきまして委員長のサポートをしますので、今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

時間もございませんので、一つだけ、28年4月から工事が着工いたしますけれども、住民の皆様方に、市民の皆様方に、安全で安心な建物だということをこちらからも情報発信するためにも、できるだけ工程管理の進捗具合もありますけれども、現場見学会等、また情報発信ですね。いろんな工事に関する特徴等、安全対策等の情報発信もあわせて、当然行っているとは思いますが、よろしく願いをして、ここで言うべきことじゃないかもしれませんが、よろしく願いいたします。済みません、簡単でございます。

○事務局（岡田） ありがとうございました。

本日の会議でございますけれども、明日、この会議室でまた別の会議がございまして、その準備

があります。このようなことから本日は、大変申しわけないんですが、4時には終了したいということで事務局では考えておりますので、委員の皆さんにつきましては、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、附属機関条例の規定によりまして、委員長が議長を努めることとなりますので、岡野委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（岡野） それでは、議題1、実施設計進捗状況の報告についてから始めさせていただきます。最初に、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（岡田） 事務局の岡田です。それでは、議題1の資料に基づきまして、私からはこの概要という部分で説明をさせていただきたいと思っております。議題1の資料につきましては、1枚目が実施設計で行っておりますこれまでの作業内容を書いた資料となっております。2枚目につきましては、この作業を項目ごとにスケジュールを作成いたしまして、これまでの進捗状況を表した資料ということとなっております。詳細な説明につきましては、INAから説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○INA新建築研究所（楠部） INAの楠部ですよろしく願いいたします。

それでは、議題1の1ページ目のほうから御説明申し上げます。実施設計の進捗状況ということで、まず申請関係の内容が上段と中段、黒四角です。この2つが申請関係。それから一番下段に設計自体の進捗状況をコメントさせていただいております。

まず、一番上の48条許可申請、こちらの進捗状況から説明いたします。そもそも48条許可申請はどういった内容のものかというのをまず冒頭に記載させていただいております。簡単に御説明申し上げますと、今のこの庁舎が建っておる敷地、こちらにつきましては、第1種中高層住居専用地域、鍵括弧で書いておりますけども、そういう地域でございまして、庁舎用途の建物を建設できない用途地域でございまして、したがって、この用途地域の中で新庁舎を建築するためには、今ここに書いております48条第3項の規定による許可を受ける必要があるというところございまして、その許可の申請を行っているところでございます。

ちなみに許可申請書の提出先は、千葉県知事でございます。

進捗状況としまして、10月21日、公聴会というものを実施しております。この公聴会といいますのは、中段のほうに米印でその内容を記載してございますが、※1ということで、ここの敷地の外周50メートルの範囲、そちらにございます土地または建築物の所有者並びに居住者を対象に、計画の概要を説明いたしまして意見を伺うというものでございまして、こちらについては千葉県の建築指導課の主催でございまして、白井市と設計者が同席した会議でございまして、こちらにつきまして、10月21日に実施いたしまして、出席者は3名というところで、特に意見はなかったというような結果でございまして。

続きまして11月16日、今度は建築審査会というものを実施しております。同じく※2のほうにその内容を記載しておりますけども、こちらは申請内容について、千葉県の今度は内部です。そちらで行われる審査会でございまして、こちらにつきましては、主な回答が必要になる項目といたしまして

は、既存植栽の扱い、この建物をつくる部分の既存植栽をどう扱いますかというような御質問がありまして、その下の段に回答をして答えております。

ここの内容をまとめますと、まず移植の可能な樹木、こちらにつきましては、市内の公園や公共施設に移植をすること。それから非常に背の高い樹木、移植の不可能な、あるいは困難な樹木につきましては、新庁舎の外部、外構の部分です、こちらに設置するベンチ等の材料として再利用する計画とされているということを御説明させていただいております。

それから全体の敷地の緑化の観点から、計画建物の外構につきましては、新たに樹木を植栽するという計画であるということを御報告いたしております。

続いて、今後の予定ですけれども、近々に許可通知書を受領予定でございます。

それから次の黒い四角、耐震判定でございます。こちらについては現庁舎、こちらの耐震性能及び減築して改修した後、そちらについての耐震性能について診断を行うということでございますが、これは第三者による客観的な評価、そちらに書いております耐震判定委員会というものの判定を受けることとしております。今回については民間審査機関に申請、判定を受けるということで進めております。

この診断に先立ちましては現地、この既存庁舎の壁をコア抜きという形で一部採取いたしまして、既存躯体の調査を行っております。

10月28日に、第1回判定委員会実施、平成28年1月に判定書受領予定ということでございまして、第1回の判定委員会につきましては、概要を説明するというところで、次から本格的な評価を受けるというような状況でございます。

それと一番下段になりますが、実施設計、こちらにつきましては現在、設計図を取りまとめ中ということと、一部積算の設計事務所が行う積算作業、こちらに入っております。それらの内容が、次ページのほう、横線のバーでわかりやすく説明しております。

基本的には、前回までお出ししているスケジュールどおり順調に進んでいるというところをまず御報告申し上げます。実施設計が一番上の段でございますが、ちょうど12月1日、この濃いブルーが基本的なものを作図を終わらせるというところでございまして、12月初旬までを予定しております。その後、積算状況に伴いまして、薄いブルーという形で、フィードバック等を繰り返しながら最終図を作成していくというところでございます。

次の段48条許可につきましては、これも12月初旬に受領予定ということですが。

1つ段を上がりまして耐震判定、こちらについては1月末の受領予定。

その受領を受けまして、その1個上に戻りまして確認申請、2月の中に本申請を行いまして、3月中によいよ確認済証を受領予定というところで、この4月からの着工に間に合わせるというような状況でございます。

以上、簡単でございますが、実施設計の進捗状況の報告でございます。

○委員長（岡野） ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問がございましたら挙手をお願いいたします。渡辺委員。

○委員（渡辺） 限られた時間で、たかだか100万円前後のお話で恐縮なんですけど、審査会で移植可能な一部の樹木っていうのは、どの程度の樹木を考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（岡野） 事務局。

○事務局（岡田） 移植予定の樹木でございますが、新築棟の建設予定地のところにありますサルスベリ、それからあとハナミズキ、あとマキ、バラといったようなことで、本数的には全部で11本です。これらについては寄附をいただいた樹木ですので、近隣の公園ですとかそういったところに移植をする予定でおります。

以上でございます。

○委員長（岡野） よろしいですか。引き続いて渡辺委員。

○委員（渡辺） 寄附をいただいた木というと、思いがこもっていて私も歯切れが悪くなってしまうんですが、ちょっと最近の状況を知りませんが、私、20代、30代、50代と、樹木を移植してきましたが、移植した後枯れた場合の補償は契約上なかったんで、それ等を持っていった先で、景観的にマッチするかどうか、今の樹種を聞いて疑問に感ずるところもありますし、寄附された方の思いは尊重しなきゃいけませんけど、大きな木は100万円ぐらいかけてベンチに使うとかいろいろ配慮をされているところなんで、この際、要するに今現在はユンボの小型、造園用の物が出たり、クレーンも操作自由になって、移植は確かに昔と比べて容易になって、確率は上がってますけど、でもやっぱり生き物ですから、おのおのの公園、あるいは街路樹、必要があれば新しい物をもって枯れ補償のついた安全な物を植えるっていうのが、やっぱり税金を扱う市の役目じゃないかなと、気持ちは気持ちで、気持ちとお金を天秤にかけるのは非常に難しいところなんですけど、私も今、来る前に拝見してきた限り、もうあきらめていただくというのがベターな選択かなと感じます。

以上です。

○委員長（岡野） 事務局、ありますか。課長。

○事務局（湯浅） 管財契約課の湯浅でございます。そういった御意見がある一方で、緑を極力残さないという住民の方の意見がございます。それで、事務局では、全部動かすことは大きな木があるのでなかなか厳しいところがございます。したがって、移植に当たっては、先ほど岡田から説明があったように、それぞれ寄附していただいた木につきましては、寄附していただいた人の気持ちが入っておりますので、そこまで伐採するのであれば、その分だけは移植させていただきたいという形で今回、事業を進めております。

全てカットっていう話になりますと、逆に緑化保全という意味での意見もございましたので、総合的な判断のもとでこのような形とさせていただいております。

事務局からは以上です。

○委員長（岡野） 渡辺委員。

○委員（渡辺） 寄附された気持ちのことを考えると、私も歯切れが悪くなるんですが、私の考えとしては、なお以下で、きちっとできた建物にふさわしい修景しますよということで私は足りてると思うんですが、市として寄附された方の気持ちを尊重したいということであれば、もう私はこれ以上申し

上げません。

○委員長（岡野） ほかにございますか。藤森委員。

○委員（藤森） 藤森ですが、幾つかの質問を出している次第ですが、その第一番目として、現在地のこの位置については、第一種中高層住居専用地域で、その審査会に出すと増築等についてはかなり厳しい査定が行われるんじゃないかなというふうに思ってますけども、内容、結果報告を見ますと、植栽についてのみの指摘があったということですけども、それ以外のことは、その中で出された、あるいは指摘、意見等はなかったのかどうか、その辺をひとつ伺いたいのが第1点と、それからもう一つは、ここで示されているような審査会に指摘された方が3名いらっしゃるということですけども、回答によると、対象のいわゆるこの50メートル範囲内の区域に入るのが6戸あるということです。その中の半数が出られたと。もう一つは、今、建設途中である白井聖仁会病院とか、あるいはこちらの病院等が、それも対象に入ってくるのかどうか。その辺のことを聞かせていただきたいということと、それから耐震判定についてです。

第三者機関というふうにここに書かれているわけですね。そうすると、その第三者機関は、いわゆる建築主が一方的に指定できるのかと。そうすると、非常に都合のよい業者を指定してしまうんじゃないかと思えます。しかも民間の場合はですね。そういうふうな気がしましたから、この質問をしたわけですけども、回答によると、申請は日本建築防災協会ですか、これは、申請したところが。その申請の信頼度というのはどういうふうになってるかということについて、若干説明してもらいましたけども、そういう指定が、第三者機関的なものについての評価を受けるのに、建築主がその審査をする指定をできるのかどうか。それは何に従って指定をするという、そういうことができるというのが何か書いてあるのかどうかです。その辺を伺いたい。

一応、その3点についてとりあえず伺いたいと思います。

○委員長（岡野） 岡田担当。

○事務局（岡田） それでは、藤森委員からあらかじめ質問書ということでいただいておりますので、本日は当日の資料ということで、回答書ということでつくらせていただいておりますので、そちらの資料をご覧くださいと思います。

まず一番最初に御質問がありました建築基準法の48条関係ということで、第一種中高層住居専用地域だということで、厳しい査定があったのではないかということ。その審査会においては、植栽以外のことではどのようなことが指摘されたのかという御質問をいただいております。こちらのことにつきましては、建築審査会については千葉県の建築指導課が事務局となっております。委員からの質問事項につきましては、全て千葉県建築指導課が受け答えをするというような形式となっております。

市といたしましては、傍聴者といたしましてこの審査会に傍聴をしてきたところでございまして、今回の許可申請につきましては、既存庁舎及び保健福祉センターを建築するために、既に許可を得ているために、住環境に及ぼす影響などの基本的な指摘事項というのはございませんでした。

なお、委員さんから御質問のあった植栽以外というようなところでの何か指摘事項ということにつきましては、1点目としましては、既存庁舎を減築して活用する方法はいい考え方だと思う。公共工

事では余り例のない方法だと思うということがございます。

それからもう一つ、工事期間中は仮設庁舎を設置するのでしょうかというようなことで、これは千葉県側に質問が出されておりました。

あともう一点は、日陰の影響については、建物の高さが今度は4階建てということで低くなりますので、現在よりも周辺に与える影響が少なくなって、非常にいいのではないかとといったようなことで、この建築審査会の中では意見が出されたり質問が出されたといったような内容がございました。

1番の回答については以上でございます。

それからもう一点、公聴会のことでございます。50メートル範囲内の対象戸数はどうだったのかといったことでございます。こちらは、この庁舎の敷地から50メートルの範囲内の対象区域の土地の筆数については、42筆でございます。対象戸数といたしましては6戸となっております。この6戸の中には、現在建設中の建物も含んでいるということで、先ほど藤森委員さんのお話にあったような目の前の聖仁会の関係ですとか、もう一つ消防署の前の建物といったようなところも含んでいるということでございます。

所有者の名義につきましては、個人所有、共有の所有、あと法人等が所有しているようなということでの名義となっておりますのでございます。

あとは、もう一つにつきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、建設中の建物ということでございまして、こちらは、回答の中では、対象区域内にこういった建物があれば対象となっておりますということですが、2つの建物もこの区域の中に入っているということで御理解をいただければと思います。

あと3番目、耐震判定についての認可の審査機関のことについての御質問でございます。さきにちよっと回答を読み上げさせていただきます。

申請者については白井市でございます。今回は、日本建築防災協会の全国耐震ネットワーク委員会構成団体でありますビューローベリタスジャパンに申請をしております。判定委員会は大学教授と建築の技術者により構成をされていますということで回答をさせていただいております。

ここでINAより補足の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡野） INAさん。

○INA新建築研究所（平林） INA平林です。

こちらの日本建築防災協会というのは、一般財団法人となっております、耐震診断を判定している唯一の財団法人ということになっておりまして、その中に、ここに書かせていただいている全国耐震ネットワーク委員会というものの中に、10数機関あるんですけども、そういった登録された機関の中から、今回についてはビューローベリタスを選定しております。

こちらのビューローベリタスのほうの評定の委員の方については、そこにも書かせていただいたいわけゆる大学の学識経験者の方、あとは建築の専門の建設技術の方、14名と、あとはビューローベリタスの内部の3名で構成された公平公正な機関ということでございます。

簡単ではございますが、御説明です。

○委員長（岡野） 藤森委員。

○委員（藤森） 今の回答なんですが、私が申し上げたは、こういう第三者機関に評価を受けるために、例えばこれ建築が白井市なわけですね。白井市がどこの機関に申請しようと、それは構わないんだと。そうじゃなくて、何かの一定の基準に従って、法律的な何か基準があって、それで委託できるんだという形のことがなされるのかどうか。それとも全く建築、白井市の事業サイドで、どこの機関でも第三者機関の評価を受ける申請をしていいのかどうか。それが何かの基準があるのかどうかというのを聞いてるんですが。

○委員長（岡野） INAさん。

○INA新建築研究所（平林） INA平林です。

基準というのは特になくて、例えば白井市さんのほうで出す、こういった機関に出したいよというのは、先ほどの登録されている機関に自由に選定して出すことが可能でございます。

○委員（藤森） その登録機関の登録を認定するのは国交省ですよ。

○INA新建築研究所（平林） そのとおりです。

○委員（藤森） その辺の話が抜けてるからだと思います。これは、国交大臣が認定した機関だけにしかこういったことは運営できないわけですよ。

○INA新建築研究所（平林） そのとおりです。

○委員（藤森） わかりました。

○委員長（岡野） 川島副委員長、何か。

○副委員長（川島） 先ほどの件に戻ってしまうんですけど、植栽の件です。小さなことといえば小さなことかもしれないんですが、本学でも、15年ぐらい前に新しく建ったときに移植したんですね。やっぱりそうすると枯れてしまうんです。だから、ほんとに可能かどうかをきちんと精査した上であれば、万が一枯れたとしてもいいんですけど、ただ移植可能だからやりましたっていうんじゃないくて、やっぱりきちんと調査をして、調査というか検討をしたほうがよろしいんじゃないかと思います。

○委員長（岡野） ありがとうございます。ほかに。事務局。

○事務局（湯浅） その辺につきましては、造園の専門業者に確認をとりながら、業務を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（岡野） ほかに質問はございませんか。藤森委員。

○委員（藤森） これはちょっと早過ぎる質問かなという気もしないでもないんですが、今日いろんな建築、国の問題等、建築界、業界でいろいろ問題が出ておりますから、あえてちょっと質問するんですけども、いわゆる実施設計終わって、具体的に建築が始まるわけですけども、大成建設さんとして一次、二次、三次、いろんな下請けを使われるだろうと思いますけども、そういうことが決まるのは大体どのくらいの時期に、一次業者はこういう業者だよ、二次業者はこういう業者だよ、三次までやらないのかどうか。

要は、なぜそういうことを言うかということ、そういうところのこのいわゆる孫請け、下請けという機関の大成さんのチェック体制がきっちりやっただけのためには、我々としてもそういう形のこ

とを確認しておく必要があるかなという形の上で、あえて申し上げている次第です。

○委員長（岡野） どうでしょう。この御質問については、後ほどの杭の説明がありますので、そちらと一緒に答えていただくということによろしいでしょうか、藤森委員。

○委員（藤森） 結構です。

○委員長（岡野） では、そういうことで、後ほど杭の説明の中でお願いいたします。

ほかに質問がないようでしたら次に進みたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議題2 VE提案の取りまとめ結果の報告については、算出金額が今後変動するため、非公開とする。

○委員長（岡野） 続きまして、議題3、新築棟の杭工事についてと議題4、杭工事の施工計画については、関連がありますので一括して説明をお願いいたします。事務局お願いします。

○事務局（落合） 事務局、落合です。資料に基づき概要を説明させていただきます。議題3につきましては、概要を私から説明させていただき、その後、詳しい御説明を設計者から説明させていただきたいと思っております。また、議題4につきましては、工事の施工計画等がありますので、施工予定者から御説明させていただきたいと思っております。

それでは、議題3から御説明させていただきたいと思っております。この議題の趣旨でございますが、最近の報道等で御存じの方もいらっしゃるかと思われませんが、横浜市のマンションで杭工事のデータ改ざん問題が発覚いたしました。そして、一部の委員の方から御意見をいただきまして、新庁舎につきましても杭を使用するということから、工事に際し、杭の設計内容や工事の施工方法等を委員会にて一般の委員の方々にもわかりやすく説明する必要があるとの御意見がございましたので、今回の委員会でこの御説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、議題3の1ページ目をご覧ください。こちらの資料につきましては、庁舎の地盤構成を表す図面となっております。左から、過去に調査いたしました保健福祉センターの地盤構成、中央部に現在設計を行っている新築棟の建設予定地の地盤構成、そして一番右側が、過去に行った現庁舎、こちらの今いる市役所の庁舎の地盤調査の結果となっております。

それぞれの場所でおおむね地上から21メートルほどのところ、赤い点線で示されておりますが、こちらの層、砂の層なんです、こちらの砂の層が杭の支持層となる固い地盤となっている箇所でございます。

2ページ目以降につきましては、杭の配置や杭の工法、杭の設計方針等の詳細を掲載しておりますので、こちらにつきましては設計者から説明させていただきたいと思っております。それでは、よろしくをお願いいたします。

○INA新建築研究所（平林） INA平林です。よろしくをお願いいたします。

今、御説明いただきました1枚目と2枚目、こちらのほう、説明資料になっておりますが、専門的な用語がございますので、3枚目に用語の解説ということで、米印に番号を打って、用語の説明をし

ておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

それでは、1枚目、今、事務局様より御説明いただきましたとおり、地盤の過去の調査及び今回調査の結果を断面上に並べたものなんですけれども、先ほど御説明いただきました想定支持地盤、図面左側のところに地盤面から約2.1メートルございます。ここが、今回想定しています支持地盤になるんですが、敷地の端から端まで並べたこの断面の中で、おおむね1メートル内外ぐらいの段差、広い範囲の中でいけばかなり平坦なレベルで、いわゆる横浜のマンションで問題になったような激しい傾斜というようなものは、当地域にはございません。ここの資料については、そういったところを見ていただければと思います。

続きまして2枚目、(2)ボーリング調査、位置と杭の配置ということで、こちらは新築棟のほうの平面のところにボーリング調査を行いました。5カ所について黒い丸で示しております。

黒い破線で囲んでおるところが、大体、新築棟の外径になるんですが、そのところに白抜きの四角、あるいは赤い部分ございますけれども、丸いものがございます。こちらについては、新築棟のほうの杭の配置になっております。杭径については直径が700ミリ、あるいは800ミリといった杭で、既製コンクリート杭を使用しております。後ほど説明をいたしますが、おおむね建物の両サイド、あるいは中ほどにもございますが、赤い四角で囲んだところについては、上部構造のところで耐震壁ということで、壁を設けた部分です。こちらについては、地震時に大きな軸力が発生しますので、その際の力に対しても問題ないように、引き抜きタイプというものの杭の接合としております。後ほど右側の図面で説明をさせていただきます。

今回行いましたボーリング調査については、おおむね建物の四隅とあと中心ということで、ほぼ均等に調査を行っております。

この地盤調査の結果をもとに(3)杭工法の概要ということで、今回採用しました杭の工法名、あと工法の概要について簡単に御説明をいたします。工法の種類としては、既製の埋め込み工法というものになっております。こちらの工法については、概要ということでちょっと説明をしておりますが、おおむね言いますと、地盤のところにあらかじめドリルによって穴をあけ、そこに地盤等の強度以上のセメントと水を混ぜ合わせたセメントミルクというものを注入して、そこに既製のコンクリート杭を挿入して、建物を支持するといった概要になっております。

こちらの工法については、表の下より3段目のところに、施工地盤というふうに書かせていただいておりますが、あらかじめ地盤に穴をあけますので、地盤の中に激しい流水、あるいは崩壊しやすい地盤というものがございますと、いろいろ詳細検討が必要になりますが、こちらについてはあらかじめ行っております地盤調査の結果、そういった懸念はないということで、問題なく施工できることを確認してございます。

続きまして、右側の(4)杭の設計方針ということで、こちらに新築棟で行った5カ所のうち、ナンバー2番というものの地盤調査、ボーリング柱状図といたしますけれども、それを拡大したものに、今回採用している杭の姿図を概要として載せてございます。

各層のところに、上部よりピンク、その下に薄い青ということで、色塗りをしておりますけれども、

こちらについては先ほどの1枚目の地表想定断面図と概要を合わせてございます。

まず、このページの右側のほうに、杭頭の説明文についてということで記載をしております。今回、耐震性、あるいは施工性というところを検討しながら、杭の頭と構造体の基礎というところをつなぐ部分については、杭頭半固定と、こちらについては※8ということで、後に用語解説をしておりますが、こういった工法を採用して、耐震安全性について検討を行っております。

この中で、その下のところに模式図ということで杭の頭の部分を拡大しておりますが、この杭の頭の部分に一般の部分については端板と言われる鋼板を乗せて基礎と接合をしております。そこに2本、両端に伸びた白い線がございますが、引き抜き抵抗用鋼棒ということで、こちらが先ほどの左側の平面で、赤い印で囲んでおりました引き抜きタイプの基礎を示すということで、こちらの部分についてはこういった鉄筋を配置するように設計をしております。

続いてその下、杭の継ぎ手についてということですが、今回、杭の長さが21メートル、あるいは22メートルという長さになりますが、おおむね半分ぐらいのところを杭を現場のほうで継ぎます。その接合方法について述べております。

現場のほうで、従来は溶接を使ってつないでいたものが、現在では嵌合式の無溶接継ぎ手ということで、プレートと接合ボルトで接合する。こちらについては、工期短縮、あるいは天候に左右されない工法で、近年では一般的な工法となってきております。

続きまして、その下のところに、液状化を考慮する範囲についてということで書いております。青い線の破線で左側に、先ほどの杭の姿図のところ、地盤面より7メートルから11メートル及び12メートルから17.5メートル付近のところ、地盤調査の結果では、液状化の可能性が指摘をされております。

こちらの液状化については、その後の考察がありまして、大きな地震があった際でも、地表面までに影響するほどの液状化というものは起こらないということ。あと、千葉県より公表されています液状化しやすさマップというのが、インターネット等でも見られると思うんですが、そちらのほうに関しては、この当該地域付近については、液状化対象外という地域になってございます。ただし、設計については、地盤の液状化する範囲については、庁舎の耐震安全性等も考慮して、安全に設計するために、こちらの液状化を考慮して安全に設計を行っております。

あと、最後になりますが、模式図の一番下のところに、支持層直下の粘性土についてというふうに記載をしております。こちら、先ほどの地盤面より21メートルより深い部分のところ、砂層という層になるんですが、こちらの支持層の下の方に粘性土といって粘土質の地盤で、N値としては14という低い値のものがございます。こちらについては、地盤調査の中で詳細な強度検討を行っておりまして、支持層と同等の強度があり、支持層直下の地盤としては問題ない地層であるということを確認をしております。

杭の工事について、設計については以上でございます。

○委員長（岡野） ありがとうございます。

議題4 杭工事の施工計画については、大成建設株式会社の内部資料のため、非公開とする。

○委員長（岡野） ただいまの議題に関して、ご質問の方、挙手をお願いします。

○委員（加藤） ちょっと聞き漏らしたのかなんですけれども、議題3の一番最初のA3のページなんですけれども、それはあくまでもすごく深く、70何メートル掘ってあるように見えるんですけれども、これは試験的に掘った部分が一番深いところで71メートルですか。掘って、土質を確認してるということになるんですか。

○委員長（岡野） INAさん。

○INA新建築研究所（平林） INA平林です。

今おっしゃったとおりでございますが、1本ナンバー2というところで、深くまで掘ったものについては、通常、建物の支持をするための支持地盤の確認としては、その他のほとんどで行っています大体30メートルから40メートルぐらいで支持地盤の確認としては十分でございます。ナンバー2については、今回計画当初のときに、免震構造という計画もございました。その免震構造を設計する際に、必要な地盤のデータをとるために、1本だけ構造的に言いますと工学的基盤といって、地震波をそこに入力して設計する。その上からの地盤の増幅という揺れの大きさといったものを設計の中に取り入れるために必要な調査で、1本だけ長く調査をしております。

以上でございます。

○委員長（岡野） 清水委員。

○委員（清水） 今のところの図なんですけれども、この21メートルよりも右側で、深いところに赤い点線の下が茶色く色を塗ってありますけれども、N値30あたりのところを塗っているのかと思いますけれども、必ずしもそうじゃないですね。保健センターのほうですと、この21メートルよりも下のところにN値10とかそのぐらいのところもありますので、この色の塗り方を誰が塗ったのかな、なんてちょっと思ったんですけれども。

○委員長（岡野） INAさん。

○INA新建築研究所（平林） この図につきましては、1枚目の一番下のところに、ちょっと記載をさせていただいておりますが、庁舎の地盤調査業務というのが別途発注をされて、地盤の調査の専門業者の方がこの色分けを行っております。

この表の左側下に地質層序表というものをつけておりますが、主な土質によって土質が変わっていき、それごとに色を変えてございます。先ほど申し上げ上げたN値という部分については、この地層とは別にN値の大小ではこの色というのは変えておりませんで、あくまでも主な物質の違いによってこの色分けをしております。

N値が低いという部分がございますが、設計の中でもその低いN値を考慮した上で、杭の支持力というものを検討して、安全に設計をしております。

以上でございます。

○委員長（岡野） 今回の杭の問題は、建設工事における工事監理、ここでいう工事監理の「監」は監

視カメラの「監」です。「さらかん」と言われている。この重要性が再認識されたものと私は考えております。

この「監理」というのは、発注者の立場で設計書図書どおりに施工されていくかどうかを確認したり検査するという、そういう業務が工事監理と言われている部分で、発注者が設計者や施工者とは別途契約して取り決めるものです。工事監理者というものを取り決めます。

この白井庁舎の場合は、工事監理者はまだ決めておりません、これからでございますので。この工事監理者決定の際には、今までは、どちらかという書類で確認をしたりしてたのが多かったんですが、これからは現場で、きちっと立ち会い検査を重視する監理に持っていくべき時代に来たのかなと。

これ、実際現場のこういう杭とか鉄筋とか鉄骨とかいろんな全ての工種にわたって監理が入るわけですが、これ全体ができる人は、日本にはまだ一人もおられません。それぞれ専門があって、専門官を改めてやるわけです。したがってそういう実際、現場で監理する能力のある業者にこれを委託しないと、十分な監理、品質保証はできないというふうに考えております。したがって、今後、事務局がその辺のことを十分御理解いただいて、工事監理者を早目に選定して、しっかりした工事監理方針というものをつくり、設計者、施工者と発注者三位一体で工事の品質確保を諮っていくのが非常に大事であろうと思いますので、事務局のほうにもよろしく願いしておきます。

以上です。ほかに。猪狩委員。

○委員（猪狩） 猪狩ですけれども、今、監理の話が出ましたけども、何年前までは、設計事務所そのものが設計と監理をずっとやった時代がずっと続いてました。ここ何年間、分けたほうがいいたろうということで、第三者的な人を「さらかん」の監理者に、設計事務所も同じですけど、管理主任者みたいなもんですけど、多分そういう形で今、考えていらっしゃるのかなとは思いますが、その場合に、建築でも意匠屋さん、工事屋さんいます。それと設備電気もいますね。これ一人でやれる人は、恐らくいないでしょう。ですから、それを含めてどう考えていらっしゃるのかなということで、一つお答え願いたいんですけど。

○委員長（岡野） 何か考えていることありますか、事務局。これからですか。

○事務局（湯浅） その件につきましては、まだ予算も通っておりません。したがって、御意見としては伺っておくという形だけで、本日の回答は差し控えたいと思います。

以上になります。

○委員長（岡野） わかりました。

実は、今皆さん御心配の工事の「さらかん」の専門業者そのものが、非常に少ないんです。姉齒の事件の後に、こういう「さらかん」の発注者を、きちっと契約して取り決めなさいということができたんですが、7年ぐらい前になりますかね、こういう制度になったの。したがって、そういうのを専門にやる業者そのものが非常にすくないんです。大手の設計事務所や不動産会社とか、そういうところは「さらかん」専門の子会社等をつくってやっておりますが、今回、白井はどうするかというのは、今後いろいろ考えていかなければならない問題かなと思います。

事務局さん、大変でしょうけども、ちょっとその辺、みんなで勉強してください。

以上です。

そのほか、御質問ございませんか。藤森委員。

○委員（藤森） 今、「さらかん」の話は出てるんですが、「さらかん」をやるいわゆる資格、あるいは知識レベルを持った方が、当然、大成さんも、いわゆる「たけかん」の中にもいらっしゃるんですけど、この「さらかん」のほうの部分の監理を大成さんがやられる部分っていうのもあるんですか。（発言する者あり）それはないんですか。

○委員長（岡野） 大成さん。

○大成建設（森下） 大成建設の森下でございます。

当社はゼネコンということで、設計施工で工事を請け負う場合もあります。設計者も大成ということで、そういった場合は監理も当社、その設計部の人間が「さらかん」業務を行います。当然その「さらかん」の業務を行う人間は、一級建築士であり、一級施工管理技士であり、監理技術者の有資格者が監理を行うという場合もございます。

こちらのように、設計施工が独立されている場合には、当社で「さらかん」業務を行って、施工を行うということはほぼありません。

○委員長（岡野） そのほか。猪狩委員。

○委員（猪狩） ちょっと確認させていただきたいんですが、設計を担当するINAさんに「さらかん」をお願いするということはあるのでしょうか、今後としても。

○委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 繰り返しになりますが、事務局では、今現在、そういった対案は持っておりませんが、皆さん御存じのとおり、減築工法を取り入れるなど、いろんな紆余曲折があつて今まで来ております。この場では何とも言えないところなんですけども、いわゆる客観的に見られる業者がいて、なおかつそういった能力があるのであれば、選択肢の一つとして今、実施設計をやっているところも考えられるとは思いますが、あくまでも予算の前ですし、そこまで詳しくはまだ考えておりませんので、回答は差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡野） ほか、いかがでしょうか。ないようでしたら、この議題3、4についてはこれで終了いたします。

次の議題に移ります。議題5、その他になるんですか。事務局の落合さん、お願いいたします。

○事務局（落合） 事務局、落合でございます。（「済みません」と呼ぶ者）

○委員（渡辺） 事務局のその他に入る前に、ちょっと一点。

私、移植のことをもう留めますと申し上げたんですが、川島先生から御懸念が示されたんで、はっきり言って、私、散歩してて、公園、団地の剪定見て、典型的な教科書に載っている木はいいんですけど、その他の木を見てると、この辺の植木屋さん、樹木の生態知らないなという例が多々あります。

川島先生も御懸念示されたんで、もし必要であれば、ボランティアとして私、アドバイスするにはやぶさかじゃございませんので、頭の片隅に置いておいていただければと思います。

○委員長（岡野） だそうですから、事務局のほう、よろしく願いいたします。

それでは、その他をお願いします。

○事務局（落合） 事務局落合です。参考資料、建設資材物価関係の動向についてを御説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、藤森委員から事前に質疑をいただいております。その藤森委員の質疑の回答の裏面、両面焼きしている裏面なんですけど、その他の項目、いただいております。こちらの回答資料として配付させていただいておりますので、一緒にご覧いただければと思っております。

では、1ページ目から説明させていただきます。こちらの出典元につきましては、一般財団法人建設物価調査会が毎月発行している建設物価の11月号の記事となっております。なお、この建設物価につきましては、公共建築工事の積算を行うときに刊行物の掲載単価として使用できる図書となっております。

では、1ページ目、こちらのグラフにつきましては、平成21年9月から平成27年9月までの材料だけの物価指数をあらわしております。10年前の平成17年を100としたときの物価指数となっております。このグラフの中で、紫色の一点鎖線で示されている建物用途が事務所を例に御説明させていただきますと思います。

昨今の建設需要等の高まりにより、平成26年前半まで急上昇していることが、このグラフから読み取れるかと思われまます。26年以降につきましては、平成27年3月ごろまでは、若干の上昇が見られますが、4月以降につきましては、ほぼ横ばいというような状況となっております。こちらが建設の材料のグラフです。

続いて、2ページ目をご覧ください。こちらのグラフは、先ほど説明した材料と労務費、共通仮設費や現場管理費等の経費を入れた建築費の指数となっております。こちらのグラフにつきましても、10年前の平成17年を100としたときの物価指数となっております。こちらにつきましても、紫色の点線、事務所となっておりますが、こちらの資料につきましても、平成27年4月以降は、ほぼ横ばいといったような状況となっております。

続いて、3ページ目をご覧ください。こちらは、先ほど1ページ目で示させていただいた建設資材の中で、主要な材料を抜き出した資料となっております。こちらの出典元は、先ほどと同じ一般財団法人建設物価調査会の季刊誌で、建設コスト情報の秋号を使用しております。こちら平成27年4月からほぼ横ばいの状況となっております。しかし、その下の表に、主要な材料の種別ごとの今後の価格予想というような形で、軽量鉄骨下地や壁の石膏ボード張り、こういったところの仕上げ関連材料で若干の上昇予想がされておりますが、1ページ目、2ページ目の説明でも、最近の状況につきましては、横ばい状況のため、平成25年ですとか26年のような急激な予想は今後、予想されないのではないかというような形では考えております。

以上が参考資料の御説明となります。

○委員長（岡野） ありがとうございます。

この議題に対して御質問のある方。ございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、

ここで本日の議題は全て終了いたしました。

事務局のほうからどうぞ。

○事務局（岡田） 実は、一点申し忘れておりましたことがありましたので、こちらでちょっと御報告をさせていただきたいと思います。

本来であれば、次第の最初のところの委員長及び副委員長の選出のところでも申し上げるべきだったところなんです。実はこの庁舎建設等検討委員会につきましては、附属機関条例に位置づけがされておる委員会になっています。委員定数については20名以内ということになっております。それで、一番最初にお話をさせていただきました川岸委員長がお亡くなりになったということで、1名ここで欠員が生じておるところでございますが、この附属機関条例の中に、この委員会の目的といたしましては、基本計画、基本設計、その他市長が必要と認める事項について調査審議することということが、この委員会の目的になっておりますので、もう既にこの時点で今、実施設計に取りかかっておりまして、基本計画、基本設計というような大きな課題については、もう審議済みということになっておりますので、この時点で新たに1名を補充するということは、市では考えていないということで、市側の考えを、本来でしたら一番最初に申し上げるべきところでしたが、ちょっと抜けてしまいましたので、ここで御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（岡野） それでは、きょうの委員会はこれで終了といたします。

事務局のほうへお返しします。

○事務局（岡田） 委員長ありがとうございました。

それでは、冒頭でもお話をさせていただいていますが、議題の4の資料についてはここで回収をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、第29回白井市庁舎建設等検討委員会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

○委員長（岡野） ちょっとよろしいですか。次の会合の予定をおおよそわかれば聞かせていただきたいと思います。

○事務局（岡田） 事務局といたしましては、実施設計の最終の報告ということで、28年3月に検討委員会を開催させていただきたいと考えております。

以上でございます。